令和6年7月1日運行開始予定「しんちゃんタクシー」

タクシー助成登録証の交付申請方法

高齢者等の買物や通院等の社会活動を支援することを目的にタクシー助成サービスを行います。 ※現在運行している「新地町のりあいタクシーしんちゃんGOは、令和6年6月28日(金)で終了です。

利用には事前に 利用者登録 が必要になります

(登録証の有効期間は登録決定から5年間なので、有効期間前に更新が必要になります。)

○7月1日(運行開始予定)から利用したい方は、6月14日(金)まで 申請をしてください。それ以降は随時申請を受け付け、登録証を発行いたします。

〇申請は、役場企画振興課窓口で受け付けるほか、郵送での申請も受け付けます。また、本人 に代わり家族でも代理で申請できます。

【申請方法】

「申請書・同意書」(両面)に必要事項を記入し、登録する方の本人確認書類(またはその氏名等が分かるページの写し)を持参して、提出してください。(郵送での提出も可能)

窓口	受付場所	役場企画振興課(役場2階)	受付日時	8時30分~17時(平日)	
	申請に必	①「申請書・同意書」(両面1枚)			
で直接申請	要なもの	※代理での申請の場合も同じ申請書を使用します			
請		②「本人確認書類」または「本人確認書類の氏名等が分かるページの写し」			
郵	申請先	新地町役場企画振興課			
郵 送 申 請	申請住所	〒979-2792 新地町谷地小屋字樋掛田30			
請	申請に必	①「申請書・同意書」(両面1枚)			
	要なもの	②「本人確認書類」の写し(氏名等が分かるページ)			

◇利用できる方(対象者)と申請の際に必要な本人確認書類

利用できる方(対象者)	本人確認書類
町内に住所を有する 70 歳以上の方	運転免許証、マイナンバーカード、旅券、健康保険証 など

町内に住所を有する70歳未満の方で、以下に該当する方

J	:利用できる方(対	 	本人確認書類
			マイナンバーカード、旅券、健康保険
運	壓免許証自主返納	者	証等と運転免許取消通知書または運
			転経歴証明書
重度心身障がい者の方			
-	身障手帳所持者	障がい程度等級が1級・2級の方 内部障がい3級の方(心臓・じん 臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免 疫・肝臓機能障がい)	身体障害者手帳
	福島県療育手帳所持者	障がい程度がAの方/Bの方で身障 手帳所持者または精神障害者保健福 祉手帳所持者	障がいの程度がAの方・・・療育手帳 /障がいの程度がBの方・・・療育手 帳と身体障害者手帳または精神障害 者保健福祉手帳
	精神障害者保健福祉手帳所持者	障がい等級が1級/2級の方または3 級の方で身体障害者手帳または療育 手帳所持者	障がい等級が1級・・・精神障害者保健福祉手帳/2級の方または3級の方・・・と精神障害者保健福祉手帳身体障害者手帳または療育手帳
-	- 産婦(母子健康手∳)1年後までの方に№	帳の交付を受けた日から、出産予定日 限る。)	母子手帳
要	介護2以上の要介	護認定を受けた方	介護保険被保険者証
新	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	√─「しんちゃんGO」登録者(令和5年度	
及	び令和6年度中に	新地町のりあいタクシー「しんちゃんG	運転免許証、マイナンバーカード、旅
0	」を利用した方に限	る。)※令和7年3月31日まで助成事	券、健康保険証 など
業	を利用できます		

○問い合わせ

新地町役場企画振興課 TEL 0244-62-2112